

第1回

(仮称) こども発達支援センターの
あり方検討会

(会議録)

1 開会

(事務局＝障害者サービス調整担当課長)

第1回(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会の事務局をさせていただいております障害者サービス調整担当課長の齋藤でございます。会長を選出するまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員の委嘱

(事務局)

それでは、初めに次第をご覧になっていただきたいと思います。次第の1、委員の委嘱についてでございます。健康福祉事業本部長の榎本から委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

【委嘱状交付】

3 健康福祉事業本部長あいさつ

(事務局)

それでは、ここで事務局を代表いたしまして、健康福祉事業本部長の榎本よりご挨拶を申し上げます。

(健康福祉事業本部長)

改めまして、皆さん、こんばんは。健康福祉事業本部長の榎本でございます。今、皆様方に志村区長名で、仮称でありますけれども、こども発達支援センターのあり方検討会委員の委嘱をさせていただきました。

本来であれば、志村区長がここに参って、皆さん方へご挨拶申し上げるところでございますが、あいにくと公務が重なっておりまして、代わって私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今、私ども練馬区政の重要課題の一つとして、子育て、少子化の対策の取り組みが掲げられており、少子化対策に力を入れて取り組んでいるところでございます。

現状では、少子化が進行する中で、すべての子供たちが健やかに育ち、安心して子育てをしていくためには、区はもとより、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要であると考えております。このことは、発達に心配のない子供であろうが、発達に心配のある子供であろうが、どういう子供でも関係なく、子育てに対して力を入れていくということでございます。

一方で、発達に心配のある子供たちを取り巻く状況はどうかといいますと、平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症とかアスペルガー症候群、あるいは学習障害など低年齢で発現する障害に対しての支援を推進、促進することになりました。また、18年10月には、障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらず共通した制度の中で一元的にサービスを提供する仕組みが創設されました。そして、19年4月には、

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育を推進するための改正学校教育法が施行されております。そういった意味では、障害者を取り巻く環境が大きく変化してきているという状況でございます。

また、障害者自立支援法および発達障害者支援法につきましては、その附則におきまして、施行後3年を目途に見直しを行うことも定められております。このような流れに合わせまして、国では、本年7月に「障害者支援の見直しに関する検討会」、また8月には「発達障害者支援の推進に係る検討会」の報告書が取りまとめられたところでございます。これらの報告書は参考でお付けしております。

一方、区としましては、19年3月に「改定練馬区障害者計画」を策定しまして、発達に心配のある子供たちに対応するための施策として、平成22年度に、仮称でありますけれども、こども発達支援センターを整備することとしております。このことにつきましては、練馬区の中期計画におきましても、こども発達支援センターの整備を同様に位置づけておるところでございます。

また、発達障害に対する区の取り組みを申し上げますと、現在では、中村橋の練馬区立心身障害者福祉センターにおきまして、従来から、発達に心配のある子供の早期発見に努め、支援の必要な子供や家庭に対してさまざまな事業を行ってまいりました。相談事業では、専門職による面談、検査、さらに医師による診断に基づき子供の状況を正確に把握した上で、必要な発達支援につなげてまいりました。センターでは、子供の発達支援のほかに、成人部門等々さまざまな事業も行っておりまして、今後、区として、このこども発達支援センターに特化した形で、センター事業とは若干切り離して整備したいと考えておるところでございます。

そこで、皆様方には、今回こども発達支援センターのあり方検討会の委員になっていただきまして、今後、区が整備をしようとしておりますこども発達支援センターにつきまして、どういう形で整備していくのがいいのか、さらに今の形よりも充実した形でつくっていききたいということで、さまざまなご意見をいただければと考えておるところでございます。

皆様方には、さまざまな立場から忌憚のないご意見をいただき、よりよいセンターの整備ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

4 自己紹介

(事務局)

本日の会議で初めて顔を合わせた方もいらっしゃると思いますので、自己紹介をしていただければと思っております。

それでは、委員からお願いしたいと思っております。

【委員の自己紹介】

(事務局)

続きまして、区の職員も出席しておりますので簡単に自己紹介させていただきたいと思っております。

【区職員の自己紹介】

5 会長・副会長の選任

(事務局)

それでは、続きまして、次第の2、会長・副会長の選任をお願いしたいと思います。

お手元の参考1というのを開いていただけますでしょうか。「練馬区（仮称）こども発達支援センターのあり方検討会設置要綱」をご用意しております。

裏面の一番上、第4条のところに、「会長および副会長」とございます。こちらの第2項に「会長は、委員の互選により前条第2項の委員から選任する」、第3項では「副会長は、会長が指名する」としているところがございます。また表面の第3条「構成」のところがございますが、こちらの第2項に「発達に心配のあるこどもに対して識見を有する者」とさせていただいているところがございます。今回こちらの発達に心配のあるこどもに対して識見を有する者という形で委員をお願いしておりますのは、栗田委員と松田委員のお二人でございます。事務局のほうであらかじめお二人とご相談させていただきまして、栗田委員に会長をお願いすることになりました。委員の皆様、栗田委員に会長にご就任いただくことでご賛同いただけますでしょうか。

【拍 手】

(事務局)

ただいまの拍手をもちまして委員のご賛同が得られたものとさせていただきます。

次に、副会長の選任でございます。会長に選任されました栗田委員より副会長のご指名をいただければと思います。

(会長)

それでは、飯島委員にお引き受けいただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

【拍 手】

(事務局)

それでは、栗田委員、飯島委員、お席の移動をお願いしたいと思います。

【会長・副会長、席を移動】

それでは、改めまして、会長、副会長に一言ご挨拶をいただければと思います。ご挨拶いただきまして、その後は、会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(会長)

会長を引き受けさせていただきました。先ほど簡単に自己紹介申し上げましたので、そのたぐいのことは割愛させていただきます。この会は、先ほども本部長さんがおっしゃっていましたが、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただいて、できれば非常に建設的なご意見をいただくとさらによろしいのではないかと思います。（仮称）こども発達支援センターのあり方に関して、いろいろ示唆に富む、あるいは実際に具体化していく段階で役に立つようなご意見を賜ればと考えております。司会は余りしゃべらないのが仕事だと思いますので、このあたりでやめさせていただきますが、何とぞよろしくお願いたします。

(副会長)

地域医療に携わる者として、最初に相談を受ける地域の開業医としては非常に重大な責任を負っていると思うのですが、私も小児科の医者ですが、私を含めまして、発達障害に詳しい人は余りおりません。医師会全体がそういった状況なので、こういう会を通して医師会の啓発を図っていかなくてはと考えております。よろしく願いいたします。

6 検討会の開催方法について

(会長)

それでは、会議に入らせていただきますが、この次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

それでは、次第の3の検討会の開催方法についてということでございます。これに関しましては、資料2がございますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料2、「(仮称) こども発達支援センターのあり方検討会の開催方法」をご説明させていただきます。

まず、1の会議の開催でございます。10月から来年2月までの間、5回程度、開催したいと考えております。

次に、2の会議の公開でございます。会議は原則公開とさせていただきます。一般区民の方の傍聴可能とさせていただきたいと考えております。なお、傍聴の方による発言はご遠慮いただくように考えております。

続きまして、3の会議録の公開でございます。公開に際しましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、発言者のお名前が特定できないような形でホームページ等において公開をさせていただきたいと思っております。

4の関係者の出席でございます。会議の案件により必要と認められる場合につきましては、委員の方以外の参加者を可能とさせていただきたいと思っております。

以上のような形で進めさせていただきたいと思っておりますが、お諮りいただければと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは委員の皆さん、事務局からご説明いただきましたような検討会の開催方法に関していかがでしょうか。この方向でよろしいということでご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思いますが、今ご説明ありましたように、この会は公開になっておりますので、傍聴の方がいらっしゃれば今お入りいただきたいと思ったのですが、ただいまのところ傍聴をご希望される方の受付はないとのことですので、傍聴人はなしということを進めさせていただきたいと思います。遅れておいでになるようであれば入っていただくのは構わないかと思っておりますけれども。

7 検討会の開催趣旨について

(会長)

次は次第の4になりますけれども、検討会の開催趣旨についてです。これは資料3をご覧くださいと思いますが、事務局よりまたご説明をお願いいたします。

(事務局)

では、資料3「(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会の開催趣旨」でございます。ちょっと読ませていただきますが、発達に心配のある子供たちを取り巻く状況は、平成17年度の発達障害者支援法の施行、平成18年度の障害者自立支援法の施行、そして平成19年度からは特別支援教育が本格実施されるなど、その状況は大きく変化しているところでございます。

このような状況の中、区では、平成19年3月に改定練馬区障害者計画を策定しまして、増加傾向にある発達に心配のあるお子さんたちに対応するための施策としまして、平成22年度に(仮称)こども発達支援センターを整備することとしております。さらに、練馬区中期実施計画におきましても、同様に(仮称)こども発達支援センターの整備を位置づけているところでございます。

区では、従来から発達に心配のあるお子さんたちに対して、早期発見をするとともに、このような子供たちの発達を支援するため、心身障害者福祉センターにおきまして相談・発達支援事業を実施してまいったところでございます。

つきましては、これまでの心身障害者福祉センターでの相談・発達支援事業の実績等を踏まえていただきまして、今後整備いたします(仮称)こども発達支援センターにおける発達支援のあり方について、公募区民の方を初め関係者からなる検討会を設置させていただくものでございます。

(会長)

開催趣旨についてご説明いただきましたけれども、これまでの心身障害者福祉センターでのさまざまな取り組みを基礎にして、さらにそれを充実させていくというような形で、こども発達支援センターの整備をしていくという基本的なお考えがあるわけですが、それに基づいてこの検討会が立ち上げられたということでもあります。

そして、心身障害者福祉センターのことについては、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、詳しい資料が準備されておりますので、次第の5になります。心身障害者福祉センターの事業について、資料4のご説明をいただいた上で次に進ませていただきたいと思います。

8 心身障害者福祉センターの事業について

(事務局)

資料4「練馬区立心身障害者福祉センターの事業について」でございます。

3ページをご覧くださいませでしょうか。相談事業の現状と課題。(1)相談業務の流れでございます。中央のところに受付、面接とございます。受付につきましては、電話あるいはご来訪いただきまして、お話を伺い、面接・検査日あるいは診察日

の予約をしていただくことになっております。主訴を中心に障害の発症の病歴、生活歴、家族環境等をお聞かせ願う形になっております。

その後、下におりまして、発達検査、これは言語、運動、社会性の発達を検査しまして、障害による心理的問題等を把握させていただいているところでございます。

1つまたおりまして、こちら、医師の診察をしていただく形になります。こちら面接・発達検査の結果に基づきまして診察ということになっております。

裏面の4ページをご覧になっていただけますでしょうか。こちらは相談件数でございますが、発達の遅れに心配のあるお子さんの相談件数は年々増加している状態でございます。平成12年度から19年度までの推移をグラフにしております。下の折れ線グラフは、いわゆる新規にご相談をいただいている方でございます。ちなみに、平成12年度で申しますと170名の方が、平成19年になりますと、新規でご相談いただく方が330名と、おおむね2倍程度に増えております。

上の線でございますが、こちらは再診でご相談に来られる方でございます。再診と申しますのは、定期的に専門医の診断が必要と判断されている方につきまして、診断をさせていただいているところでございます。

続きまして、7ページをご覧いただけますでしょうか。新規相談児の低年齢化でございます。下の表でございますけれども、新規の相談件数の増加と同時に低年齢化が進んでいるところでございます。17年度のところをご覧いただきたいと思っております。クリーム色に塗られている部分が3歳児でございます。こちらが割合としては24.1%でございます。その下、赤っぽい色になっておりますが、22.6%、こちらは2歳児でございます。平成17年度までは、割合としては3歳児のお子さんが多いございました。

19年度をご覧いただきたいと思っておりますが、同じくクリーム色のところが23%、下の赤い部分が29.4%と、3歳児と2歳児の割合につきまして、逆転現象が出てきております。このような形で低年齢化が進んでおりまして、この低年齢化によりまして、心身障害者福祉センターで、発達支援を受けていただく期間が長くなっているところでございます。

続きまして、8ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは軽度の知的障害の方の数の増加でございます。平成19年度の新規相談を受けていただいた方の知的レベルにつきまして表6に記載させていただいておりますが、表6の一番下、正常と書いてあるところで、85以上というのが、こちらの右のほうに行っていただきますと145名で、割合で申しますと43.9%、その1つ上、境界としまして、85未満といたしまして人数102名、割合としては30.9%と、このような形で、いわゆるIQ85を境にいたしまして、境界の分と正常を合わせますと約75%程度になっているかと思っております。

やはりその分、中度、重度の知的障害の方は、28名、8.5%というような割合になっております。

続きまして、9ページをご覧いただけますでしょうか。こちらはIQ70以上の人数を表にしたものでございます。平成9年度で申しますと、95名の方、割合でいいますと42.4%の方がIQ70以上となっております。平成19年度で申しますと、人数として354名、割合として64.7%、このような形でIQ70以上のお子さんが増えているところでございます。こちらの数値は、9年度および19年度の4月から9月までの半年間の集計値を示させていただいているところでございます。

続きまして、10ページをご覧くださいませでしょうか。新規のご相談を受けた方を障害別に分類させていただきますと、表8をご覧くださいませたいんですが、一番上に発達障害とさせていただきます。19年度の数值は38.2%、平成13年度におきましても35.9%ということで、ご相談いただいた方で一番多いのが発達障害ということになっております。

以下、言語障害、知的障害、運動障害、ダウン症等、それぞれ割合を示させていただきます。以下、言語障害、知的障害、運動障害、ダウン症等、それぞれ割合を示させていただきます。

続きまして、12ページをご覧くださいませでしょうか。新規相談の経路でございます。平成19年度の18歳未満の新規相談児の方の紹介の経路でございますが、表10を見させていただきます。一番上、保健相談所となっております。人数としては216名、割合として65.5%となっております。以下、個人の方から8.8%、病院等から6.4%、幼稚園が6.7%、保育園が3%、教育等から4.8%、相談等から4.2%という形となっております。こちらでは19年度をお示しいたしましたけれども、この傾向は、ほかの年度でも同様な傾向を示しているところでございます。

また3ページに戻っていただけますでしょうか。こちらのほうで、受付、面接、発達検査、診察となっております。その下に矢印が伸びておりまして、評価会議等でございます。こちらの矢印の一番左のところでございますが、助言・指導、経過観察と記載させていただきます。家庭や保育園、幼稚園での療育についての助言であるとか、あるいは専門医の定期受診を指導しているところでございます。

ここから左に線が上に伸びまして、再診ということになっておりますが、先ほどもちょっとご説明しましたが、定期的に、6カ月とか1年という単位で再診を受けていただくということになっております。

助言・指導、経過観察の右に発達サポート広場とございます。こちらは資料で申しますと、19ページでございます。19ページの下、(5)発達サポート広場ということで記載させていただきます。こちらは、センターの相談を受けた結果、センターでの療育指導が必要ないということではないのですが、発達に心配のある未就園児・未就学児につきまして、センター内の支援室を提供させていただきます。自由参加で親子遊びをしてもらっております。こちらは毎週金曜日、定員なしという形で実施しております。心理職とかPT、看護師、保育士と4人の体制で1時間半程度発達支援を行っているところでございます。こちらの発達サポート広場につきましては、気になる段階からと申しますか、どうも自分のお子さんが集団生活になじめないというようなご心配のある親御さんもお参加いただいているところでございます。こちらにつきましては、保護者同士の交流も図っております。

また、ちょっと戻っていただき、3ページでございます。ちょうど発達サポート広場の右に、すくすく教室というのがございます。13ページに、発達支援事業としまして、(1)すくすく教室というのがございます。こちらは、心身に障害を持つ就学前のお子さん、保育園や幼稚園をご利用なさっていないお子さんを対象に発達支援を行っているところでございます。表11、すくすく教室のクラスというのをご覧くださいませたいんですが、対象としているお子さんとクラスについてですが、一番上は、肢体不自由の方、あるいは重複の障害をお持ちの方で、ちゅうりっぷ組と申しまして、1クラスを設定し

ております。

その下のところに中重度の自閉で、たんぼぼ1としております。

軽度の自閉については、たんぼぼ2としております。

ともに1クラスずつでございます。

その下、知的障害児および軽度の運動機能の障害をお持ちの方、たんぼぼ3から6ということで4クラス用意しております。

その下に、1歳6カ月以上で発達に遅れが見られる1歳児の方、こちらにつきまして、つくし1、2ということで2クラス。合計で9クラスでございます。その右に行っていたと定員というところがございます。一番下に定員の合計を記載させていただいていますが、96名、約100名の方について発達支援を行っているところでございます。

先ほど、発達障害が障害として多いということをご説明しましたが、それ以外にも肢体不自由の方とか、いろいろな障害についても対応をしているところでございます。

続きまして、15ページをご覧くださいませでしょうか。就園児への個別支援ということで、こちらは保育園とか幼稚園に在籍している障害をお持ちのお子さんを対象に、心理、ST、PT、OTなどの専門職種が年齢や障害に応じて個別支援を行っているところでございます。

こちらの表15のほうに、延べ訓練人数を記載させていただいております。16年度が一番多くて17、18、19と、こちらは延べ訓練人数が減っているところでございますが、これは、支援形態を個別からグループに変更したため減少しているところでございます。

左の表13、訓練回数、表14、在籍人数等は、お目通しいただければと思います。

続きまして、16ページでございます。こちらは、就園児へのグループ支援ということで、保育園、幼稚園などに在籍している障害をお持ちのお子さんを対象に、専門職種のほうで年齢や障害に応じてチームを組みまして、小グループでの支援を行っているところでございます。こちらは1グループの定員を6名とさせていただきまして、全27クラス、訓練時間はその都度1時間15分程度でございます。

下の表16のところにグループ支援の内容を、療育の目的等も含めて記載させていただいておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、19ページも見ていただきたいと思います。ダウン症児等超早期支援事業でございます。1歳6カ月未満のダウン症児等の親御さんたちに対して、こちらでも専門職による支援を行っているところでございます。こちらでダウン症児等の早期支援事業を行ったお子さんにつきましては、すすすく教室のほうに移行していく子供たちでございます。

最後に、同じく20ページをご覧くださいませでしょうか。心身障害者福祉センターにおきましては、お子さんに対する支援はもとよりでございますが、成人の方の通所事業も行っております。対象者と在籍数でございますけれども、こちらは①、②、③とさせていただいていますが、医療的ケアが必要な重度の心身障害者の方から将来的な自立生活のための学習を目的としている方々まで、さまざまでございますが、13名の方を支援しているところでございます。

以上、ちょっと長くなりまして申しわけございません。ぜひ皆さんに現在の心身障害者福祉センターの事業をご理解いただきたいと思います。ご説明したところでございます。

それで、最後に、A4横長の「中村橋福祉ケアセンター」と書いてある資料をご覧ください。上に記載させていただいているのが1階部分でございます。まず、こちらで黄色のラインマーカーで印をつけているところ、1階の部分と2階の部分でございますが、こちらが相談事業に使われている部屋でございます。この用紙の左上のほうにピンクで囲われているところでございますが、こちらがお子さんの発達支援事業に使っている部屋でございます。右上のブルーで囲まれているところでございますが、こちらが成人の方たちの事業に使っているところでございます。

以上、十分なスペースがとれないで苦勞しているところでございます。本来でしたらば心身障害者福祉センターの現場を皆さんにご覧になっていただくのが一番なんですけれども、お時間の関係で、こうした図面だけでご説明させていただきました。

以上でご説明のほうは終了させていただきたいと思えます。

(会長)

非常に詳しく、わかりやすくご説明いただいたのですが、初めてお聞きになる方もいらっしゃるかと思いますので、いろいろご質問などあるかと思います。どうぞご遠慮なく出していただけないでしょうか。この辺がちょっとよくわからないとか、この辺はどうなんだとか、いろいろそういうご質問をいただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

(委員)

1つ気になる点があるのですが、7ページのところで、低年齢化が進んでいるというのは、うちも一緒なんですけど、ちょうど16年から17年にかけて、2歳児の相談件数がぐんと増えているところには何か原因があるんでしょうか。

(事務局)

16年度と17年度、従来2歳児は5.8%でありましたところが、22.6%と大きく増えてございます。一方3歳児については、31.1%から24.1%ということでございます。

こちらは具体的にお一人お一人追跡調査しているわけではございませんので、明確な数字等はちょっと把握していないところでございます。社会的な動きとしても、発達障害者支援法等が施行された年度でもあり、そのような社会的な動きに伴い、保護者の方、あるいは一般の方の意識が変わってきているのかなと思っております。その段階で、いわゆる早期の対応ということでパーセンテージが増えているのかなと思っております。ちょっと細かい原因につきましては、今後また確認できましたら、この場でご報告をさせていただきますと思っております。

(会長)

今ご説明いただいたことは結構だと思うのですが、私の専門の立場から少し補足させていただきます。

一般的に日本全体で見ても、発達に関係した問題のご相談をされる方の対象になるお子さんの低年齢化というのは進んでいるんですね。ですから、例えば東京の近辺で、横浜だとか川崎であるとか、あるいは愛知県の豊田市だとか名古屋とか、あるいは九州だとか、大体やはりトレンドとしては似たようなものがあります。

それから世界的に見ても発達の問題に関して割といろいろな体制があるのはイギリスなんですけど、イギリスでもやはり同じようなことがありまして、一定のいろんな専門家

がいて対応できるようなところは、そういう傾向が全世界的にあります。

それは1つには、いろいろな情報が割と広くインターネットそのほかを通して、もちろんマスコミもですが、広がっているということと、それから、専門家のほうできちんとした把握ができる人たちが教育されて、少しずつ増えてきているというようなことが多分反映しているのではないかと考えられます。

しかし、事務局がおっしゃったように、細かくお一人お一人のことを分析した上でのデータではありませんので、ある意味では非常に大まかな統計ですので、それ以上細かい分析は無理なんですけれども、そのような背景があるのではないかと考えています。

(委員)

北療クリニックがなくなりましたね。私の印象として、クリニックがなくなってから、それまで北療クリニックでやっていた、1歳半健診後のフォローがセンターのほうに相談に来ている印象があるんですけれども。北療クリニックがなくなったのはいつですか。

(石神井保健相談所長)

恐らく大きな一因になっていることと思います。また、新規の相談の経路としましては、保健相談所が3分の2を占めておりますので、北療のことは大きいことと思います。

1歳6カ月健診におきまして、スクリーニング的に心理相談を行っております。このスクリーニングとしての相談というのは、1歳6カ月のほかに3歳をしております。1歳6カ月の場合、その健診の場に来て、その場ですぐはこちらをご紹介というよりも、むしろスクリーニング的に一度ご相談をして、さらに引き続きというところで、ご家族の決意がつくといいますか、ここ行ってみようかという気持ちになるのが、やはり半年近くかかりますので、最終的に初診になるというのは2歳ぐらいというのが、こちらで経過を見ている印象では多いと思います。

(副会長)

それに関連して、1歳6カ月健診が昨年度から医師会でやるようになったということが、早期発見の低下につながるのではないかとのご指摘がございまして、医師会で何とかしろと言われているんですが、これを見ますと、18年度と19年度で、2歳で相談する件数はむしろ増えているので、一応そういった懸念はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(石神井保健相談所長)

内科の健診のほうは区内の医療機関、医師会のほうに委託をしてということで、ほかの歯科相談、保健相談、そして心理相談に関しまして、保健相談所のほうで日を改め実施しておりますので、どちらも受診率は変わりなく、今までどおりの実績を上げていると思いますし、委託によって変わったということはないと思います。

(副会長)

歯科相談のときに全部チェックされるということですか。じゃ、こっちは、適当にやっても構わない。

(石神井保健相談所長)

ご指摘をいただければ、ありがたいと思います。

(副会長)

全体の相談件数なんですけど、年間300ぐらいということで、これは人口比に照らして、

練馬区で今6,000ぐらいお産があると思いますけれども、大体5%ぐらいが相談に来ているということは、このセンターがほぼカバーしていると考えてよろしいのでしょうか。
(事務局)

こちらは、先ほどご説明しました資料4の4ページでございますけれども、ご覧になっていただきますと、19年度については、新規では330名ということになっております。

再診につきまして901名ということで、相談件数につきましては、1,200程度のご相談になっているかなと考えているところでございます。

それで、発達に心配のあるお子さんはすべて心障センターのほうで対応できているのかというご質問なのかなと思うんですが、なかなかすべてということではございませんが、こちらの実績として年間1,200を超える相談をお受けしているところでございます。
(副会長)

新規の相談が300というのが妥当かどうかという。

(事務局)

失礼しました。委員がおっしゃったとおり、出生でいいますと、大体、年間6,000弱、5,700、800ぐらいだと思っております。そちらにつきまして、ご心配いただいている方、おおむね10%で600でございます。その半分の5%ということでは、330という件数を数えておりますので、そのパーセンテージでいえば、多くのご相談を受けているのかなというふうに認識しております。

(会長)

すみません、ちょっと補足をさせていただきますか。5%というのは確かにかなりの数だということですが、そのとおりだと思います。私は実際、そのセンターで相談を受ける側のほうにも参加しておるんですけども、発達障害は、今かなり幅広くとりますので、軽い人たちまで、例えば学習障害であるとか、あるいは注意欠陥・多動性障害とか、その辺のご相談は結構あるんだと思うんですが、その人たちまで入れると、これは正確な日本の統計とか、外国でも十分なものはないんですけども、いわゆる広い意味での発達障害って10%ぐらい子供の中にあります。そういう意味では、5%というのは、ある意味ではその半分ぐらいの方をお受けしているのかなと思います。あとは練馬区は割合、都心の病院のアクセスがいいですから、例えば、区内にも発達障害を専門にされているクリニックが幾つかありますし、それから大学病院の分院のようなところもございますし、あるいは本郷の東大で、心の発達診療部というのもございまして、そこに通われる方もかなりいらっしゃいますので、それから国立精神・神経センター病院もありまして、ちょっと遠いですが、そこも発達障害をやっておりますので、全部ではないんですけども、かなりのパーセンテージをカバーされていると、半分から6割ぐらいはという印象はございます。

(委員)

今の話と少し重なるのですが、3ページの中村橋の助言・指導、経過観察のところで、専門医の定期受診を指導という、その専門医というのは現在練馬区でどのぐらい、どういふところがあるのかというのが一般区民は余りよくわからないんですね。

それと、区外にもさっき委員がおっしゃられたように幾つもあるわけですが、そういう区外も含めてその指導を現在しているのかどうかということもお聞きしたい。

区内にどういうところがあるのかというのは、今、挙げていただけなくても、次回でもどういう専門医が区内にあるのかという情報を知らせていただければと思うんです。

同じことで、他機関紹介という右のほうで、療育・訓練機関というのが区内でどの程度のものがどのくらいあるのか、これも多分、公立のものと私立のものがあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺もどういうところがあるのかの情報を知らせていただければと思います。

あと、個別対応からグループ対応にしたということで、相談件数が多いことからグループでの対応にしたということで、グループにして何らかの欠点というか、いい点と悪い点とあるんじゃないかと思うんですけれども、それがわかればお話ししていただきたいと思います。

(会長)

例えば専門機関とか区内のことについては、次回のときに資料としてお示しいただければありがたいんですけれども、今のグループのことと個別のことについては、ちょっとコメントをいただければと思います。

(事務局)

先ほど助言・指導、経過観察のところでご説明が不十分だったと思います。こちら、左から上に上がって再診となっておりますけれども、こちらの部分につきましては、心身障害者福祉センターのほうでの再診ということで、6カ月あるいは1年をあけて、定期的に受診をお願いしているところでございます。

それと、区内の病院、クリニックあるいは療育に当たる事業所につきましては、今、会長のほうからお話しございました。次回までに資料のほうを用意させていただきたいと思います。

個別支援とグループ支援の件でございますけれども、そちらのメリット、デメリットにつきまして、現場のほうからご説明させていただきたいと思います。

(心身障害者福祉センター所長)

小グループにしたことのメリットでございますけれども、やはりお子さんがほかのお子さんを模倣するということがございます。少しできるお子さんを見てまねをして発達が促されるというような、そういうお子さん同士の刺激が期待できるということが1つのメリットでございます。

それから、お母様同士も顔見知りというか、親しくなりまして、交流をする中で心理的なサポートがお互いにできるというようなメリットがございます。

9 検討事項とスケジュールについて

(会長)

それでは、時間もございますので、またもしこの件に関して、追加のご意見などありましたら、事務局のほうに直接連絡していただいて、必要があれば資料などという形で次回、出していただければと思います。時間がございますので、先へ進めさせていただきます。

検討事項（案）と、それからスケジュールのことですけれども、次第で申しますと、

6番と7番で、資料としては5、6、これはいずれもリンクしたものでございますので、検討事項（案）、これはこれから会議をする、ある意味では一番のポイントになる部分に当たりますけれども、それとスケジュールも重要ですので、この辺に関して事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

（事務局）

こちらは資料5に「検討事項（案）」をご用意しております。

まず、基本的な考え方でございますけれども、すべてのお子さんが生き生きと成長することを願い、発達の遅れに心配のあるお子さんや、障害のあるお子さん、さらにその家族の方々に対して地域と連携しながら適切な支援を行うことによって地域に暮らすお子さん、親御さんを支えていくということでございます。

次に、具体的な検討事項を挙げさせていただいております。こちらは事務局の案でございますけれども、先ほどご説明しました相談事業の部分でございますけれども、ひし形で2つ大きく出させていただいております。

まず、1つ目のひし形の部分ですが、早期発見体制ということで、先ほど来からもお話は出ておりますけれども、保健相談所における乳幼児健診であるとか、1歳6カ月健診あるいは3歳児健診あるいはその他の健診で発達の遅れにつきまして発見がされているのではないかなというところから、ご検討いただければと思っております。

次に、保育園等における気づきでございます。集団生活の中で社会性に問題が出てくるところを保育園の保育士や幼稚園の教諭の、ちょっと違うという気づき、こちらのほうも大切にしていって早期発見につながるのかなということで、例示させていただいております。

あと、地域の医療機関との連携といたしまして、地域の病院、診療所での診療行為の中でいろいろ気づくところもあるかなということで例示をさせていただいております。

続きまして、2つ目のひし形ですが、相談機能ということで、保健相談所あるいは子供家庭支援センター、あるいは教育関係として、総合教育センターなどにある教育相談室等との連携もやはり重要になっていくのかなと。

あと、次の、今日もおいでいただいておりますけれども、東京都児童相談センターあるいは東京都発達障害者支援センターとの連携についても今後重要なものになってくるのかなということで、記載させていただいております。

次に、発達支援事業ということで、大きなひし形で3点ほど挙げさせていただいております。まず1つのひし形としまして、気になる段階からの支援ということでございます。

こちら、丸ポチで発達サポート広場等での支援と書いておりますが、こちらに限定されるものではございません。先ほどちょっと心障センターの事業のところでご説明させていただきましたけれども、発達サポート広場等で保護者の方がちょっと気になるというような段階から支援が必要なのではないかとということで例示として挙げさせていただきました。

裏面のほうをご覧になっていただけますでしょうか。

裏面のほうは、通所児支援ということでございますが、いわゆる保育園、幼稚園に在籍していないお子さんたちについて、心障センターのほうでは、児童デイサービス事業

等での発達支援を行っているところでございます。こちらにつきましても、これに限定されるものではございません。いろいろな発達支援があろうかと思っております。

次のひし形としましては、就園児支援、こちらも専門職員による個別支援やグループ支援のお話を先ほどさせていただきましたけれども、そのような方々への支援についてはどうあるべきかというご検討をいただければと思っております。

次に、大きく地域支援事業とさせていただきます。こちらもひし形は大きく3つ挙げさせていただきますところでございます。

1つ目のひし形、支援機関との連携、保育園あるいは幼稚園などとの連携が必要なのかなと考えているところでございます。現在でも心障センターでは、保育園の担任の先生とセンターの職員等の連絡会を開くなどしてございまして、その辺の連絡・連携も行っているところでございますが、さまざまな視点から、ご検討いただくことが必要なかなと考えております。

次の部分については、特別支援学校あるいは特別支援学級などとの連携につきましても、今後深めていく必要があろうかなと思ひまして、記載させていただきます。

次の大きなひし形は、保護者の方への支援ということでございます。発達支援に係る情報の提供、発達支援の仕方であるとか、さまざまな情報の提供が保護者の方への支援になるのかなということで記載させていただきます。

次に保護者同士の交流ということでございますが、同じ不安、あるいはそういう障害という形での診断を受けたご家族のいろいろな悩み等があると思ひます。そういう親御さん同士の交流も必要な支援になっていくのかと思ひまして、記載させていただきます。

次に地域住民の啓発ということで、地域の皆さんにパンフレットを発行して、まず障害について、正しい知識などを持っていただきたいということで、それが地域での支援につながっていくのかなということで挙げさせていただきます。

その他の部分で、運営主体であるとか、心身障害者福祉センターの役割。先ほどちょっと説明しましたけれども、心身障害者福祉センターにつきましては、お子さんの部分もでございますが、成人の方の支援も行っているところでございます。お子さんの部分のご検討をいただいた結果、成人の方の部分についてもご検討いただく点が出てくるのかなとも思っているところでございます。

以上ですが、こちらにつきましても、委員の皆様の幅広い視点からのご検討をいただきたいと思っております。検討事項は、あくまで案でございますので、これに加えてこういう検討もというご意見もぜひ頂戴したいと思っております。

次に、資料6をお願いいたします。「今後の検討スケジュール（案）について」でございます。第1回目、10月31日、本日でございますけれども、検討内容としましては、検討事項（案）についてと、検討スケジュール（案）について、あるいは、もしお時間がありますれば、この相談事業についてという、この3点についてご検討いただければと思っております。

第2回につきましては、現在の事務局の予定ですけれども、11月18日、発達支援事業についてご検討いただければと思っております。

次、第3回目、12月の中旬を考えておりますが、こちらで地域支援事業について、あるいはその他をご検討いただければと思っております。

第4回は、来年の1月中旬を考えておりますが、こちらは、まとめと記載させていただいてはいますが、検討の進み具合によりまして、検討が済んだ部分についても、ほかの検討事項についてご意見をいただいた結果、また改めて検討済みの項目についても検討するようなこともあろうかと思っております。ですから、まとめと申しますか、この全体的なご検討ということで考えているところでございます。

続きまして、第5回目、2月の上旬を考えておりますが、皆様のご検討いただいた内容につきまして、報告書という形で取りまとめていければと考えております。

何分、本日を含めて5回という限られたスケジュールでございまして、ちょっとこの案のほうを出ささせていただきましたが、こちらは多少前後する部分は出てくるかと思っておりますけれども、基本的にこういう形で進めさせていただければと思っております。

検討の進み具合につきまして、第5回で報告書という形でまとめということを考えておりますけれども、場合によっては報告書につきまして、ここで成案ができないということもあろうかと思っております。その様な場合につきましては、また改めて考えさせていただきますけれども、事務局のほうで会長のご意見もいただきながらまとめたものを皆さんにご提示させていただいて、検討会の場ではなかなか難しい場合については、それぞれご郵送させていただくなりして、皆様のご意見をいただき、それでまとめていくというような方法もあろうかと思っております。

何度も申しますが、5回ということで、なかなか十分な時間をとれない部分がございますけれども、こちらの形で進めていければと思っております。

(会長)

それでは、次第6の検討事項(案)、この裏表に書いてあるものでございますが、これは事務局から今後この検討会で検討していく重要なテーマを一応絞って出しているんですが、委員の皆様から、例えばこれをご覧いただき、これは、むしろこういうことをやるべきだとか、こういうこともつけ加えたほうがいいんじゃないかとか、あるいは、場合によっては、これはいいから要らないんじゃないかとか、そういうご意見がありましたら、ぜひお出しいただければと思っております。いかがでしょうか。

(委員)

余りにも膨大なことだと思っておりますが、幾つかちょっと基本的なところを確認させていただきたいんです。まず1つは、今までのこのセンターの事業の1つの特徴が、就学後のお子さんたちの相談にもものっているということです。このことは全国的にみて多分少ないと思うんですね。就学前、就学後のお子さんたちにも相談にのるということを前提に考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

委員から今ご指摘がありましたとおり、就学後のお子さんについても、先生たちに診断、助言等をしていただいているところでございます。基本的には、最初に申しましたが、心身障害者福祉センターの今までの実績を踏まえてということでございます。

実際問題どういう形でやっていくのがいいかということは、こちらの検討会でご意見をいただきながらということで考えているところでございます。

(委員)

運営主体、その他のところで書いてあるんですが、私は個人的には公設公営でやって

いただきたいと思っています。この会で公設民営という検討をということまで考えていらっしゃるんですか。

(事務局)

その他の部分で運営主体ということを出させていただいたところがございます。こちらが、検討会の検討事項としてなじむかどうかということはあろうかと思いますが、先ほど最初に事業本部長からもご説明があったように、練馬区の中期実施計画のほうで練馬区が（仮称）こども発達支援センターを整備していくということがございます。

運営につきましては、いろいろ考えがございます。こちらの検討会で、委託であるとか、民営というようなことまでのご判断をとというのは、なかなかなじまないのかなと思っております。ただ、いろいろご意見があれば、頂戴したいところはございます。

(委員)

あと1つは、保護者の支援というところがあるんですが、発達障害の疑いのあるお子さんを診させていただくと、家庭の中にいろんな問題を抱えている家族がものすごく増えているんですね。ですから、発達障害という視点だけで見ていると、とても支援ができない家庭が増えてきているように思うのです。支援にかかわる情報の提供、保護者同士の交流ということ以外に、そういう家庭に対してアプローチをしていかないと解決するのがとても難しい状況になると思います。

それは多分、このセンターだけでは解決できる問題ではないので、子供家庭支援センターなどとネットワークを作ってやっていくということになると思います。そのところは入れておかないと、これからセンターだけではとても支援ができなくなるのかなと思います。

あともう一つお願いですが、次回にでも、練馬区の例えば人口であるとか、さっき出生数が6,000ということですけども、その辺の基本的なデータを教えていただきたい。また、練馬区は人口が多くて広いんですね。今、保健所も6つ、それはどの地域にあって、そのほかの社会的資源がどういうところにあるのかということについてもぜひ教えてください。

(会長)

保護者の支援というところで、ほかの機関との連携みたいなものを項目として挙げて議論していただきたいということがございますね。そういうことで、加えていただければと思います。

(委員)

相談機能というところで、こども発達支援センターのあり方ということからちょっとずれるかもしれないんですが、今、委員もおっしゃったように、学童の子供たちをどうしていくかというのが大変重要になっているように思うんですね。

私どもに最近増えている相談というのが、いわゆる未受診で、高学年になって荒れたり、切れたりとか、そういうことで非常に心配されて相談に見えられて、よくよく話を聞いてみると、どうも背景に発達障害がありそうだという例が非常に増えているんです。

それからもう一つは、学童の場合に、行き場が、残念ながら、非常に少ない。そういうことも含めて考えて、相談機能をもう少し充実できないかと思っているのですが、そ

の辺も是非一度ご検討いただければと思います。

(委員)

通所児支援、就園児支援というのがあります。保育園で障害児枠というのを設けていただいていると思うのですが、発達障害という割と軽度のお子さんがすごく増えてきて、毎回毎回、年々それがいっぱいだ、いっぱいだということで、私たちも健常と言われていた子供たちの中に入ることによってすごく伸びるということが見えている部分もあるんですが、なかなか障害児枠がいっぱいに入りづらいと。

じゃ、障害児枠とって入るのがいいのか、障害児枠と伝えないまま入るのがいいのかという話も常に出ていて、どこで線引きをするのかとか、どのぐらいの受け入れがあるのかということが、年々すごく問題が顕著になってきている部分があります。その障害児枠というものをどの程度のものととらえて障害児枠とするのか、障害児枠という定義として、もっと広く今後とっていただくのかということも踏まえて、検討していただけたらと思っております。

(保育課長)

私どもの保育施設の中に認可保育園、区立が60園、私立が31園ございます。いずれの園におきましても、障害児の皆様を受け入れているということで、特に区立でご説明いたしますと、基本的には1園当たり3名までという形で受け入れをさせていただいております。一部、小規模な園については2名という例外がございますが、今年の場合に、たしか待機が14名となっております。対象は、基本的には手帳の3級程度ということで、中軽度となっております。それと、私どもは原則3歳以上という形にさせていただいております。ただ、年齢についてはあくまで原則ですので、実際にはゼロ歳から入らせていただいている方もいらっしゃいます。

追加の質問があれば、いただけますでしょうか。

(委員)

それで就園をしますよね。それで3級程度よりもうちょっと程度がいいのですが、どうしても行動に問題があるお子さんが、多分、巡回なんかでもかなりいろいろ出てくると思うんですけども、結局その方たちは障害児の枠ではないわけですよね。結局、手帳を交付されていない、でも発達に問題があるというお子さんが、加配がつかないままにすごく大変で、以前に保育園とうまくいかなくて、結局やめてしまったとか、そういう例もあったんですね。だから、そういうところも踏まえて、その辺のケアも今後検討していただけないかなと思います。

(保育課長)

今の場合、当初の入園の時点から障害児枠ということであり、お話をさせていただいたとおりということになります。

それと、実際保育園で生活をしていただいている中で、事後認定と申しますけれども、後ほど障害児の枠として入っていただくという形もございます。

基本的には、障害児2名に対して保育士1名という対応をさせていただきますので、人数に見合った配置というのは、現有の保育所の数の中でできる限りですけれども、させていただいているということです。

ただ、おっしゃるように、事後認定まで行かないということも実態的にございますし、

その中でどのようにしたらいいか、それともう一つは、障害者の場合に延長保育を私どもさせていただけない状態です。就労の状況によっては、認定をされてしまうとどうしても延長保育ができなくなるということで、園のほうと詳細な相談をさせていただいてやっている実態がございますので、ケース・バイ・ケースでご相談をさせていただいているということも片やの事実としてはございます。

(会長)

この問題は非常に重要ですが、こども発達センターの機能そのものとはちょっと違った次元でございますので、今後重要な問題なので、いろいろ検討事項を検討する中で、それに触れたご発言はいただければありがたいんですが、ちょっと、あとの時間もありますので、この件に関してはこれで一応締めさせていただきたいと思います。

それで、あと、ほかに何か項目について追加すべきだとか、何かございますか。一応、重要なポイントは幾つか出していただいたと思いますが。

(委員)

幼児さんも学齢もそうですが、いわゆるこのセンターのほうでショートステイみたいな、緊急保護みたいな、できるだけ慣れた地域でお子さんたちがご家庭に何かご事情があったときに、受け入れる体制ができればいいなというふうに児相あたりは思っているのですが、その辺の計画はございませんでしょうか。

(障害者施策推進課長)

ショートステイという意味においては、センターではないのですが、区の中に1カ所、区独自のショートステイ機能を持っておるところでございます。

(委員)

センターのほうで、さらに増やすという計画はないと。

(障害者施策推進課長)

計画上は、今、西部の大泉のつつじ荘でやっておりますが、東部にもう一カ所増やそうということで、区内2カ所を計画してございます。

(会長)

いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。あとの時間がかなり厳しくなっておりますので少し先に進めさせていただきたいと思います。一応、追加の事項に関しては、事務局のほうで整理いただければと思います。

スケジュールの件ですが、とりあえず、きょうは全員ご参加ですので、次回の確認だけさせていただきたいのですけれども、次回は11月18日の火曜日7時から9時で、場所はここではないですね。

(事務局)

今想定しているのが、ちょうど心身障害者福祉センターの目の前にサンライフ練馬という建物がございます。そちらの会議室を予定しているところでございます。

(会長)

それで、次回のご出席がどうしてもこの時間とか、その日ではだめだという委員の方はいらっしゃるでしょうか。いらっしゃるなければ、これで次回は決まりということになるのですけれども、いかがでしょうか。

【ご都合のつかない委員からの発言】

(会長)

それじゃ、事務局のほうでその辺に関して、もう一回、日程の調整をしていただけませんか。確かに忙しい委員方なので、全員がそろわないということはあるので、一番たくさん人がそろえるところでやっていただくのがよろしいかと思いますが、その辺よろしく願いいたします。

先に進めさせていただきますが、今後の進め方、一応、検討事項にあるとおりにさせていただきたいと思いますが、検討事項の中で、先ほどスケジュールの中でも出ておりましたが、今日少しご意見をいただいております。既に今までの議論の中でそれに関連したものも出ていたかにと思いますが、このことについて委員の方から積極的にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。相談、早期発見体制とか、この並びの順序じゃなくても結構ですが、いかがでしょうか。

10 相談事業について

(委員)

保育園の巡回相談をしておりますので、その辺で感じたことと、先ほどの委員のお話を引き継ぎながらなんですが、確かに最近は、いわゆる障害児枠で入っている子供さんよりも、いわゆる気になる子というのが大変増えているんですね。

それで、実はその気になる子を保育園側でもいろいろ心配されているのですが、実はこういうふうに申し上げるのは何ですが、保護者の方が、うちの子は障害はないんだと、そちらで勝手に障害というふうに名前をつけて障害児枠で入れるのはけしからんという方も中にはおられるんですね。

それはそれで、いろんな意味があると思うんですが、ただやはり、こういう発達支援をもっと受けやすくするとか、あるいは相談しやすくするとか、そういうシステムを作っていく、例えば広報活動をもう少し十分に、例えば保育園に入園するときに、別に障害があるなしにかかわらずすべての子供さんに発達の心配があるときは、こういうものがありますよというようなことを周知徹底するとか、そういうことで、もう少し敷居が低くなればいいのかとも思うのですが、その辺いかがでしょうか。

(保育課長)

いつも委員にお世話になっていて、その中で、やっぱり周りの受け取り方というのはかなり園のほうでも気にしているということでございます。

当然、入園時には入園の説明会、あるいは学齢別の保護者会と、一定程度は説明をさせていただいておりますが、実態としては、委員おっしゃるような部分がありますので、それを課題としてとらえていかなければと考えているところでございます。

それと、確かに気になるお子さんが増えているというのは、我々は実感しておりますので、そのあたりの対応も含めて今後の議論としてご教示いただければと考えてございます。

(会長)

今、主に早期発見体制というか、保育園などにおける気づきの問題に関連したような

ご発言をいただいたんですが、ほかのこの早期発見体制あるいは相談機能として挙げられているようなことについて、何かご意見がございましたら。

(委員)

すみません、その前に、今、委員のお話とその前の話なんですが、障害児枠という言葉は何とかならないですかね。私は相談を受けていて、しばしばトラブルのもとになるので、何か別のいい呼び名をここで検討していただければいいかなと、個人的に思います。

保健相談所における乳幼児健診ですが、さっきちょっと北療クリニックのことをお話したのですが、私はその北療クリニックというシステム自体を十分、知りません。私は三鷹市の杏林大学病院にいたので、23区と三鷹市は、多分システムが違うんですね。三多摩には、いわゆる乳幼児健診の後に二次健診として経過観察健診と発達健診というのがあって、私はその発達健診をある市ですずっとやらせていただいているのですが、それが北療クリニックに当たるのかなと思っていたんですけれども、今そういう意味で、練馬区には二次健診というのがあるんでしょうか。

(石神井保健相談所長)

それぞれの健診には、こういった発達以外の面でも身体的な発達も含めて経過観察の健診はございます。その経過観察の健診の中に、心理相談員、また北療クリニックの際には北療、そういったドクターが来て診察もしていたということです。保健所でも早期発見により発達が見込めるという考え方が浸透してきまして、こういったところで早期発見して、できるだけ早い時期にしかるべき療育のグループなり専門機関につないでいこうと、その中のかけ橋をするというところに役目はあるんじゃないかと。先ほどの7ページの2歳児が増え3歳児が減ったというところの話につながってくると思うんですが、年齢が若干下がってきたというところに関連してくる話だと思います。

この経過観察というのは、現在も4カ月、1歳6カ月、3歳それぞれの間に経過観察の枠はすべて設けております。

(委員)

ここには、小児神経なり精神なり、そういう専門医がいるんでしょうか。

(石神井保健相談所長)

そこには、4カ月の場合、股関節のことで整形外科医、それからあとは小児科医です。ドクターは小児科医を中心とした整形外科医プラスの体制です。心理相談員はすべての健診の中に入っております。

(委員)

いわゆる良性の筋緊張低下症のようなお子さんが、ある時期からセンターに随分来られるようになったんです。多分そういうお子さんたちは、北療クリニックのところでカバーされていたお子さんが、結局そのところでフォローできなくてセンターに来ているのかなと思ったのです。ですので、私がお話しさせていただきたいことは、健診のほうでそういうフォローをするのか、それともそういうお子さんまでセンターのほうで見ていくのかということをやっぱり検討していかないといけないと思うので、その健診でのフォローのシステムと、ここのセンターのことというのを考えていかないといけないということでご質問させていただいています。

(保育課長)

先ほどの障害児保育という名称を私どもは使わせていただいておりますが、区によっては発達促進保育であるとか、あるいは要支援児童保育というふうな名前を使っている区もございます。

名称の使い方については、今後いろんな形で研究はしてみたいと思います。それに伴って、その受け入れの枠の名称もついてくるとお思いますので、ご意見として承っておきたいと思います。

(会長)

まだちょっと時間ございますので、今の早期発見体制とか相談機能に関係するようなことでご意見いただければありがたいんですが。

(委員)

私は障害児枠という言葉のない時代、自由児、措置という時代でしたけれども。障害児を持って保育園にお世話になるときに、親として非常に重荷なんです。子供とのそれじゃなくて、保母さんとの関係、園との関係で、障害を持った子が保育園にお世話になるということの重荷というのは、ものすごいものなんですね。

だから、今の障害児枠という、言葉の名称の大切さと、やっぱりそれをとらえている周りの環境とか、現場の先生への教育とかも踏まえて、これからセンターの中でも外でも、そういうところが大事なのかなと思うんですね。

それともう一つ、今日初めて出まして、心障センターの事業がこんなに大変というか、いっぱいやっていたんだなというのを改めて感じました。私は身体障害者の相談員をやっていますが、全然知りませんでした。だから、2ページに相談担当、心理2名と書いてあるんですが、たくさん事業をやりながら、この相談の担当というのが2名で、職員の体制がすごく大変だなというふうに、その全体の事業から思いました。

(事務局)

こちらのほう、2ページのところをご覧になっていただいたのですが、相談担当2名と、保育士、福祉、児童指導というところがございますけれども、その下のほうにも心理職の者もございます。こちらも相談担当ということでございます。その他、非常勤の職員もおりますので、2名ということではなくて、心理職を加えて、あるいは非常勤の職員を加えることで、相談・支援という体制をとっているところがございます。

(委員)

学齢期の発達障害の子供に触れることが多いもので、このような意見が浮かんだけれども、乳幼児健診において、発達障害というのは非常に見えにくい、外からわかりにくい障害というふうに言われていますけれども、1歳半健診、3歳児健診で指摘なし、就学児健診においても指摘なし、入学後にいろいろ問題が表面化するというケースが少なくないように思います。

ですので、ほぼ全員が受診すると思われる1歳半健診あるいは3歳児健診において、何かコーナーを設けまして、お母様方への啓蒙・啓発のために専門家がお話しされるようなことがあればよいかなと思います。

そうすると、その時点で指摘がなくても、そういうような視点が保護者の頭の中にあれば、就学後にまた何か気づきにつながるのではないかと思います。既にもしあるよう

でしたら、申しわけないんですけれども。

あともう一点、いろいろな地域で5歳児健診について検討しているところもあると伺いますけれども、練馬区に関してはどうでしょうか。

(石神井保健相談所長)

1歳半、3歳児健診におきまして、それぞれ健診の事前アンケートを送りまして、お母様の気持ちとか、お子様を育てている中でどういうところで困っていらっしゃるかというところを書いて来ていただいて、当日そこからキーワードなんかを拾いまして、個別の相談に回すかどうかという判断にしております。

また、それとは別に、マス集団の中で、保健師がそういった話は健診のときには毎回お話をさせていただいているので、個別相談には来なかったけれども、また別日で、そういったご相談を承っていることもございます。

(健康福祉事業本部長)

5歳児健診のお話が出ましたけれども、これは、今年度の区議会の決算特別委員会で初めて、発達障害はできるだけ年齢の低いうちに健診したほうがいいのではないかというお話があって、3歳ではなかなか発見できないが、就学前だとちょっと遅いんじゃないかとか、5歳児健診をやったらどうかというお話をいただきました。

区としては、5歳児健診という考えを持っていなかったんですが、議会でそういうようなお話が出たものですから、ちょっと検討する必要があるかなと感じています。

ただ、やるかやらないかは、いろいろな意見を伺いながら進めていければなと思っています。

(副会長)

5歳児健診についてですが、医師会内部では、保育園の回診のときにやろうという案が浮上していますけれども、保育課長どうですか。

(保育課長)

一つのご提案として承りたいと。

(会長)

いろいろ貴重なご意見をありがとうございました。時間的にこのまま続けるわけにもまいりませんので、一応ここらあたりでこの議論に関しては締めさせていただきます。

それで、あと、一応その他というのが次第にはございますけれども、何か特に、その他でご発言がございませうか。

11 その他について

(委員)

こども発達支援センターの、先ほど学齢期も含むのかという話があって、この中村橋のほうは成人も扱っているということで、まずこども発達支援センターの「こども」というものの想定がどこまで、例えば就学前にかなりの重きを置いていて、それから細くなっていくものなのか、全体的に一応学童も、あるいは中学生、高校生までも含めて扱うという体制で考えられているのかということをお聞きしたい。

あと先ほどから何度か出ている学童の場合、発達支援というのが、いろいろ問題があ

と思うんですね。特別支援教育というのはあるけれども、特別支援学校、特別支援学級に行かない普通学級に属している発達障害を持ったお子さんたちというのが実は一番多いわけで、そしてその支援体制が多分、学校コーディネーターというのと校内委員会というのにある程度任された形で、実際にはそこがまだうまく機能していなくて、ほとんど手が行き届いていないというのが実情ではないかと思うんですね。

それは今回じゃなくて、その地域支援のところで掘り下げていただければいいんですが、その学童の問題というの、もしこども発達支援センターに含めるのだったら、やはり詳しく検討していただきたいなと思います。

(健康福祉事業本部長)

このこども発達支援センターをどこの年齢までやるかとか、学童のお話もありましたが、区としてどうかではなくて、皆さん方にあり方を検討してもらうわけですから、今度つくろうとしているこども発達支援センターではこういうこともやってほしいとか、こういうことはどうなんだと、ご意見いただきたい場なんですね。

だから、我々がこう考えますよではなくて、皆さん方がこども発達支援センターの機能としてはこういうものを持たせてほしいというご意見をいただきたいと考えています。

ですから、学齢期もやるべきだというようなご意見があれば、それを参考に区としてこども発達支援センターをこうしていこうというふうにまとめていきたいと。

(委員)

情報提供も含めて発言させていただきたいと思います。

先ほど委員から、もう少し敷居が低くなればという話があったんですが、それにつきまして、ある地域では、特に相談という場ではなくて、親子遊び広場という、保育所、幼稚園に通っていないいろんなお子さんたちが遊びに来る広場がありまして、その中で発達障害とか、専門家が一緒にサポートもしている事業があります。

その中からお母さんたちが、ほかのお子さんで自分のお子さんを比べて、「うちの子ちょっと違うかしら」ということで、自然な形で支援員に相談に行く、もしくは支援員のほうから自然な形で声かけをしていく。そして、それでもう少し相談したいというのであれば、もう少し特化した遊びのクラスに入れていくというのを何段階かつくっているというような地域もありました。その地域では、その施設内でお母さんが妊婦さんのときからかわりを持てる事業もあるのだそうです。なので、出産後、初めての子育てで「どうしよう、どうしよう」と思っている中で、「あっ、そういえば妊婦のときにお話をしたあの人は相談ができるかも」という形で相談に来るお母さんたちも結構多いということを聞きました。

あと、発達障害者支援センターの現状を見ておきますと、相談に来られる方の六、七割が16歳以上の方で、手帳がない方というのがほとんどです。やはり学校に通えている時期というのはそれなりのサポートがあるんですが、学校がなくなってしまうときに行き場がなくなってしまうということが起きて、それは成長とともに必ず起きてきてしまいますので、地域でのサポートや本人だけではなく家族全体のサポートが必要と思われます。家族をサポートしていかないと、結局、家族の中だけで問題がこじれてしまって、例えば警察ざたになって表面化してくるということも出てきてしまいますので、早期の段階からそうした家族のサポートというのも重要ではないだろうかと思われます。

また、やはり今の東京都発達障害者支援センターの状況でも、相談の希望がすごく多くて、本当にパンク寸前という状況がございます。また東京都全体を見ておきますと、1つの箇所だけですべて相談を受けてしまうのではなくて、いろいろ連携をしてネットワーク体制をつくっていくということができないと、将来的にはその相談機能がパンクしてしまうというようなことが徐々に出てくるのではないかということを感じております。

(学務課長)

先ほどのご質問の中に、通常学級における特別支援教育のお話がありましたので、少し説明をさせていただきます。

ご指摘がありましたとおり、小学校、中学校の特別支援学級では専門的な教育・指導を行っておりますが、通常学級における発達障害も含めた障害のある子供が非常に増えている中で、今のところ、学校への支援・教員への支援を中心的にやっている状況であります。先ほどお話がありましたが、校内委員会といったような特別支援教育を推進していくための体制づくりですとか、あるいは学校巡回相談という形で学校を回ってお子さんを見させていただいて、どういう形で指導をしたらいいかというような助言を、先生や学校にするというようなどころから進めております。

委員の中に学級経営補助員の方もいらっしゃると思いますが、直接的に子供をどのような形で支援していくか、指導していくかというのは大きな課題であります。学級経営補助員のほか特別支援学級では指導補佐を配置しております。また、移動等介助員というのも通常学級にはおりますけれども、それを含めて見直しを進めており、特別支援教育支援員というような制度を検討している状況です。

学校における特別支援教育のあり方については、教育委員会の中に、特別支援教育推進委員会を設置しております。そちらのほうでも検討を進めていますので、この会の中でももちろん触れていただくのは構わないとは思いますが、余りそちらのほうに深く突っ込んでいくと、本来の当会の趣旨とはちょっと変わってしまうかなという気はいたします。

(障害者施策推進課長)

相談機能の複合的な機能があった方がいいのではないかというご意見がございました。

練馬では、現在、地域生活支援センターという相談支援事業を進めておまして、4カ所設置する形で考えております。現在、2カ所設置できておまして、来年の5月ぐらいには3カ所目がオープンいたします。再来年は4カ所目という形になりますので、このこども発達支援センターがオープンしていくころには4カ所設置できるような体制で、そこでは、発達障害等含めて障害児、障害者の相談も、総合相談という形で受け付ける機能を持たせております。そこも含めて、ご意見等もいただければと思います。

(委員)

そういう地域生活支援センターとか、子供家庭支援センター、保健相談所があるのですが、さっきネットワークという話が出たように、今のところそれらが有効に横につながっていないで、それぞれが一つ一つ相談を受けているみたいな状況があるような気がするんですね。

このこども発達支援センターというのをつくることで、できれば一つのネットワーク

の核になって、それぞれの情報が有効に伝わるような形になるといいなと思います。

12 閉会

(会長)

それでは、時間をちょっと過ぎておりますので、いろいろ貴重なご意見をいただきありがとうございました。まだ、今日とりあえず議論していただいた早期発見体制、相談体制についてはご意見があるかと思っておりますので、それについては事務局のほうに直接何かご連絡、コメントを送っていただければ、議事録そのほかの中で整理していただいて次回に生かせるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回開催日に関しては、今日は決定できませんでしたので調整をしていただくことにして、一応これで今日の検討会を閉じさせていただきます。本当に貴重なご意見をいただきまして、お忙しいところをご参加いただき、ありがとうございました。